

## 議案第2号

### 合成繊維ケーブルの活用促進に向けた研究会規約（案）

#### 第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、合成繊維ケーブルの活用促進に向けた研究会と称する。

（目的）

第2条 本会は、浮体式洋上風力発電の係留索や産業機器等の多様な分野における合成繊維ケーブルの活用を促進することを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）浮体式洋上風力発電の係留索や産業機器等の多様な分野における合成繊維ケーブルの活用促進に向けた各種研究
- （2）研究会、講演会、その他の会合の開催
- （3）研究成果の発表及び周知
- （4）関係団体との連絡調整と相互の協力関係形成の促進
- （5）情報交換、文献等の交換
- （6）その他、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

（事務局）

第4条 本会の事務を処理するために秋田県産業労働部産業集積課内に事務局を置く。

1 事務局に次の職員を置く。

- イ 事務局長 1名
- ロ 事務局員 若干名

2 事務局長は、秋田県産業労働部産業集積課長の職にある者を充てる。

#### 第2章 会員

（会員）

第5条 本会の会員は第3条の目的に賛同し、所定の入会手続きを経た法人及び団体とする。

（入会及び資格の喪失）

第6条 本会への入会を希望する者は、入会申込書を会長に提出するものとする。

2 本会の会員は、次の事由によって会員の資格を喪失する。

- (1) 退会届を会長に提出したとき
  - (2) 本会の名誉を傷つける行為があったとき
- 3 本会を退会しようとする者は、退会届を提出するものとする。

### 第3章 役員等

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長
  - (2) 副会長
  - (3) 理事
- 2 会長、副会長は1名、理事は15名以内とする。

(役員を選任)

第8条 会長、副会長及び理事は、総会において会員に所属する者の中から選任する。

(役員職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐して会務を掌理し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務執行のために必要な事項を審議する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により就任した役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

### 第4章 会議

(種別)

第11条 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は定時総会及び臨時総会とする。

- 2 第4条の事業を行うため、専門の分科会をおくことができる。

(構成)

第12条 総会は会員をもって構成し、理事会は会長、副会長、理事をもって構成する。

(権能)

第13条 総会は、この規約に定めるもののほか、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 規約の改正
- (3) その他理事会が必要と認めた事項

2 理事会は、この規約に定めるもののほか、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 会務の執行に関する事項

3 前2項の規定に関わらず、軽微な事項については、総会又は理事会の議決を経ることなく、会長の決裁により決することができるものとする。

(招集)

第14条 定時総会は、原則毎年1回会長が招集する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたときに会長が招集する。
- 3 理事会は、会長が必要と認めたときに会長が招集する。
- 4 総会及び理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数及び議決)

第15条 会議は、総会においては会員、理事会においては理事の半数以上の出席がなければ開会することができない。ただし、委任状を提出したものは出席したものとみなす。

2 会議の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員又は理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決定する。

## 第5章 秘密の保持

(秘密の保持)

第16条 本会の会員は、当研究会の活動において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。ただし、会長が認めた場合は、この限りではない。

## 第6章 雑則

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、本会に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

- 1 この規約は、2026年3月10日から施行する。
- 2 この規定施行後、最初に置く第7条第1号から第3号までの役員の任期は、第10条の規定に関わらず2028年3月31日までとする。